

唐津地区PTA連合会会則 一部改正(案)

第3章 役員

(役員)
第7条

本会は次の役員を置く。

【改正前】

(1)会 長	1 名
(2)副会長	6 名
(3)常任理事 (会長・副会長を含む。)	26 名
(4)理 事 (常任理事を含む。)	63 名
(5)監 査	3 名
(6)幹 事	若干 名
(7)県P新聞編集委員	1 名

【改正後】

(1)会 長	1 名
(2)副会長	6 名
(3)常任理事 (会長・副会長を含む。)	26 名
(4)理 事 (常任理事を含む。)	51 名
(5)監 査	3 名
(6)幹 事	若干 名
(7)県P新聞編集委員	1 名

付則 この会則は令和8年5月15日から一部改正施行する。

唐津地区PTA連合会 会則施行細則 一部改正(案)

第3章 役員

【改正前】

(常任理事)
第7条

常任理事は、会長、校長代表、母親会員代表、県P新聞編集委員及び施行細則第8条に規定する理事のなかから次の各号により選任された会員とする。

- (1)単P会長のなかから施行細則第9条に定めるブロック(以下「ブロック」という。)より各1名、計16名を選任する。
- (2)校長は、施行細則第8条1号に基づき校長会より推薦された理事が兼務する。
- (3)教頭は、施行細則第8条2号に基づき唐津地区教頭会(以下「教頭会」という。)より推薦された理事が兼務する。
- (4)母親会員の理事のなかから、各地区より1名、計4名を選任する。

(理 事)
第8条

理事は、会長、単P会長、校長代表、母親会員代表、県P新聞編集委員及び、次の各号により選任された会員とする。

- (1)校長のなかから校長会より、1名の推薦を受け選任する。
- (2)教頭のなかから教頭会より、1名の推薦を受け選任する。
- (3)会則第16条2項に規定する代議員の母親会員から、各ブロックより1名、計16名を選任する。

【改正後】

(常任理事)
第7条

- (4)母親会員は、施行細則第8条3号に基づき選任された理事が兼務する。

(理 事)
第8条

- (3)会則第16条2項に規定する代議員の母親会員から、各地区より1名、計4名を選任する。

付則 この会則は令和8年5月15日から一部改正施行する。